

第3節 人権と平和を尊重したまちづくりを推進する

現状と課題

基本的人権は、日本国憲法で保障されているように「侵すことのできない永久の権利」であり、その尊重は、豊かな社会の実現に欠くことのできない条件です。また、自由と平等で平和な社会を形成していくことは人類の永遠の課題となっています。

本市においても、基本的人権を尊重するための取り組みを実施してきましたが、現実には、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人などに対する偏見や差別が存在しており、まだ十分とは言えない状況です。このため、平成18年3月に策定した「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、すべての市民の人権が尊重される社会をめざし、市民との協働により一人ひとりの人権が尊重される取り組みを一層推進していく必要があります。

また、平和な社会を形成するため、昭和61年の国際平和年に際し「平和都市宣言」を行い、戦争体験記の発刊や小・中学生の広島派遣、平和の集いなど平和に関する取り組みを進めてきました。今後は、そうした取り組みに加えて、平和の尊さについて市民自らが考え、行動できる施策を展開していくことが必要です。

基本方針

すべての人の基本的人権を尊重し、学校、地域社会、家庭、職場などあらゆる場や機会を通して人権教育・啓発活動などを推進することにより、人権文化の構築をめざします。

平和都市宣言の精神に基づき、市民とともに世界の恒久平和への啓発を推進することにより、人類の共通の願いである平和な社会の実現をめざします。

まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	10年後の目標	めざすべき目標
人権問題に関する相談件数	年間相談件数	件	9	3	1	1
人権が尊重されていると思う市民の割合	まちづくり市民アンケート結果	%	58.8 (H18)	69	80	100

主な施策の展開

(1) 人権尊重の推進

憲法に保障された基本的人権が尊重される社会を確立するため、「城陽市人権教育・啓発推進計画」に基づき、指導者の育成や関係団体と協力し、人権に関する意識の醸成や啓発活動などの取り組みを推進します。

(2) 人権侵害救済制度の確立

市民および各種団体で組織する「部落開放・人権政策確立要求城陽市実行委員会」を中心として、京都府や山城地区の実行委員会と連携しながら、人権侵害救済制度の早期確立を国に強く要請します。

(3) 平和都市の推進

戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを後世に伝えるため、平和都市宣言の趣旨に基づき、市民とともに平和に関する啓発活動や教育を推進します。

市民まちづくりワークショップからの提言

市民の役割(例示)

人権と平和の問題は、他人事でなく自身の問題であることを認識するよう常に努める。
自分が差別する人間にならないよう、常に人権を尊重し、思いやりを持って行動する。
人権について、問題が発生したときには速やかに行政に連絡や相談をする。